短期入所生活介護事業所第二青陽園・介護予防短期入所生活介護事業所第二青陽園

重要事項説明書

1　事業者

（1）法人名

社会福祉法人　東京玉葉会

（2）法人所在地

東京都八王子市川口町 1543 番地

（3）電話番号

０４２－６５４－１１２０（法人事務所）

（4）法人代表者

理事長　原山　陽一

（5）設立年月

昭和３４年４月

2　事業所の概要

（1）事業所の種類

短期入所生活介護事業所

平成２５年６月１日　指定(東京都第 1372906733 号)

介護予防短期入所生活介護事業所

平成２５年６月１日　指定(東京都第 1372906733 号)

（2）事業所の目的

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むに必要な居室及び共用設備等をご利用頂き、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

（3）事業所の名称

指定短期入所生活介護事業所「第二青陽園」

指定介護予防短期入所生活介護事業所「第二青陽園」

（4）事業所の所在地

東京都八王子市川口町１５４３番地

（5）電話番号

０４２－６５４－１３０１

（6）管理者

施設長　岩崎　博光

（7）施設の運営方針

ア　利用者に自立した日常生活をお過ごしいただけるよう、介護を中心に日常生活･機能訓練･健康管理等のお手伝いをいたします。

イ　利用者の人格を尊重し、利用者の身になってサービスを行います。

ウ　ご家族や地域に施設の状況をお知らせし､またご意見･ご協力を頂きながら開かれた施設を運営します。

エ　地域の福祉、保健･医療機関及びボランティア等との結びつきを強くし、質の高いサービス提供に努めます。

（８）開設年月日

平成２５年６月１日（開設認可日）

（９）入所定員

１０名　（短期入所と介護予防短期入所の合計）

(10) 営業日及び営業時間

年中無休２４時間

ただし、入退所時の受付時間は通常１０：００～１６：３０とします。

(11) 居室･設備の概要

当事業所では以下の居室･設備を用意しています。

入居される居室は個室をご利用頂きます。

利用者から居室変更希望の申し出があった場合は､居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また利用者の心身の状況等により居室を変更することがあります。その際は利用者又はご家族等に連絡いたします。

居室		個　室（13.2 ㎡～14.07 ㎡ ）	１００
ユニット数		１ユニット定員１０名	１０
共有スペース		各階	3
浴室	個別浴室	各ユニット	１０
	特別浴室	各フロア	3
医務室		１階に設置	1

上記居室・設備は厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所の設置が義務付けられている施設・設備です。

(12) 職員体制

職　種	常勤換算（人）	指定基準（人）	備　　考
管理者	1	1	
生活相談員	1	1	
介護職員	３１	３４ （介護看護合計）	長期入所と短期入所を合わせた配置
看護職員	3		
機能訓練指導員	1	1	
介護支援専門員	2	1	
医師	3	必要数	非常勤３
管理栄養士	1	1	

＊上記職員の配置は指定基準を遵守しています。

＊常勤換算とは、職員それぞれの週当り勤務延べ時間数の総数を、当該施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

例：週５時間勤務の介護職員が８名配置され、介護職員の週当り所定勤務時間数が４０時間の場合には、常勤換算職員数は１名となります。（５時間×８名÷４０時間＝１名）

3　サービス内容

項　　目	サ ー ビ ス 内 容
介護計画の作成	介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」を作成し、利用者及びご家族に説明し同意をいただきます。
食　事	管理栄養士の立てる献立により食事を提供いたします。各ユニットリビングにておとりいただきます。 食事時間　朝食　7：45～　昼食　12：00～　夕食　18：00～
入　浴	週に２回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じて、特別浴又は清拭等になる場合があります。
介　護	介護計画に沿って下記の介護を行います。 着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等。
機能訓練	介護計画に沿って訓練を行います。
生活相談	生活相談員にお気軽にご相談下さい。
健康管理	入所時に健康チェックをするほか、看護師が健康管理と看護にあたります。
特別食の提供	医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは栄養士にお尋ね下さい。料金は別途かかります。
理美容	月に２回、理髪業者が入っております。料金は別途かかります。
クラブ活動、レクリエーション等	施設内において、各種クラブ活動、レクリエーション、行事を実施しております。活動費参加費が別途かかるものがあります。

4　サービス利用方法

（１）サービス利用契約

まずはお電話でお申込み下さい。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

（２）サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申出により、いつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付サービスでサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

・利用者がお亡くなりになった場合

③ 事業者からの契約解除

以下の場合は文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

・利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を、正当な理由なく１ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
・利用者が事業者やサービス従事者又は他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
・やむを得ない事情等により施設を閉鎖又は縮小する場合
・利用者様又はご家族の方々が、再三の説明や話し合いで誠意が認められず理解や協力が得られない場合

５　利用料金

（１）　短期入所生活介護費

１日当りの料金は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、下表の単位数および金額とする。

区　分	全個室　（単位数）	
要介護１	１割負担	762 円（704）
	２割負担	1,525 円（704）
	３割負担	2,287 円（704）
要介護２	１割負担	836 円（772）
	２割負担	1,672 円（772）
	３割負担	2,508 円（772）
要介護３	１割負担	917 円（847）
	２割負担	1,835 円（847）
	３割負担	2,752 円（847）
要介護４	１割負担	994 円（918）
	２割負担	1,988 円（918）
	３割負担	2,983 円（918）
要介護５	１割負担	1,069 円（987）
	２割負担	2,138 円（987）
	３割負担	3,207 円（987）

介護予防短期入所生活介護費

１日当りの料金は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、下表の単位数および金額とする。

区　分	全個室　（単位数）	
要支援１	１割負担	573 円（529）
	２割負担	1,146 円（529）
	３割負担	1,719 円（529）
要支援２	１割負担	710 円（656）
	２割負担	1,421 円（656）
	３割負担	2,131 円（656）

＊上表の料金は介護保険利用の１割、２割、３割負担額です。保険請求分は法定代理受領とします。
＊表（　）内の単位数×地域区分３級地加算 10.83 円×10%、20%、30%の金額が１日当りの料金です。
＊100 分の１円単位の計算になりますので、表では１円未満四捨五入の金額で表示しています。
＊所得に応じた軽減措置、高額介護サービス費の制度があります。市区町村にお問合せ下さい。

（２）　短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費に加算される各種加算の１日当りの料金は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、下表の単位数および金額とする。

項　目	料　金　（単位数）		備　　考
機能訓練加算	１割負担	13 円（12）	介護老人福祉施設に併設される短期入所の体制
	２割負担	26 円（12）	
	３割負担	39 円（12）	
看護体制加算（Ⅰ）	１割負担	4 円（4）	常勤看護師を１名以上配置している場合
	２割負担	9 円（4）	
	３割負担	13 円（4）	
看護体制加算（Ⅱ）	１割負担	9 円（8）	看護職員を最低基準数に１加えた数以上配置し、看護職員による２４時間の連絡体制を確保している場合
	２割負担	17 円（8）	
	３割負担	26 円（8）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１割負担	24 円（22）	以下のいずれかに該当 介護職員のうち介護福祉士 80%以上 勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上
	２割負担	48 円（22）	
	３割負担	71 円（22）	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１割負担	19 円（18）	介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が 60%以上
	２割負担	39 円（18）	
	３割負担	58 円（18）	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１割負担	6 円（6）	介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が 50%以上
	２割負担	13 円（6）	
	３割負担	19 円（6）	
療養食加算	１割負担	26 円（24）	医師の発行する食事箋による治療食
	２割負担	52 円（24）	
	３割負担	78 円（24）	
送迎加算（片道）	１割負担	199 円（184）	利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要な場合及び車輌稼動可能な場合に限る
	２割負担	399 円（184）	
	３割負担	598 円（184）	
緊急短期入所受入加算	１割負担	97 円（90）	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所介護を緊急に行った場合
	２割負担	195 円（90）	
	３割負担	292 円（90）	
認知症専門ケア加算	１割負担	3 円（3）	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の１００分の５０以上、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の人数に応じて規定以上配置し、専門的な認知症ケアを行っている場合
	２割負担	6 円（3）	
	３割負担	10 円（3）	

夜勤職員配置加算（Ⅱ）	１割負担	19 円（18）	夜勤職員（介護・看護）数の、最低基準を１人以上上回っての配置
	２割負担	39 円（18）	
	３割負担	58 円（18）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（令和６年５月まで）	各単位数の８．３％		介護職員の賃金の改善等の実施を届け出た短期入所生活介護事業所に対して。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（令和６年５月まで）	各単位数の２．７％		介護職員その他の職員への賃金改善に要する見込み額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込み額を上回る計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算（令和６年５月まで）	各単位数の１．６％		介護職員その他の職員への賃金改善に要する見込み額がベースアップ等加算の算定見込み額を上回る計画を策定していること。厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（令和６年６月から）	各単位数の１４％		介護職員の賃金体系等の整備及び研修の実施等を行い、かつ、職場環境等の改善に取組み、経験・技能のある介護職員を一定割合以上配置していること。

＊上表の料金は介護保険利用の１割、２割、３割負担額です。保険請求分は法定代理受領とします。

＊表（　）内の単位数×地域区分３級地加算 10.83 円×10%、20%、30%の金額が１日当りの料金です。

＊100 分の１円単位の計算になりますので、表では１円未満四捨五入の金額で表示しています。

（３）滞在費、食費の１日当りの料金（１～３段階は負担限度額）

滞在費

区　分	料　金	
	令和６年７月 31 日まで	令和６年８月１日から
基準費用 第４段階	２，００６円	２，０６６円
第３段階②	１，３１０円	１，３７０円
第３段階①	１，３１０円	１，３７０円
第２段階	８２０円	８８０円
第１段階	８２０円	８８０円

食　費

区　分	料　金
基準費用 第４段階	１日 1,445 円 朝食　331 円 昼食　572 円（おやつ代含む） 夜食　542 円
第３段階②	１，３００円
第３段階①	１，０００円
第２段階	６００円
第１段階	３００円

＊１段階～３段階の料金の適用には、「負担限度額認定証」の提出が必要となります。

＊負担限度額認定については、市区町村にお問合せ下さい。

＊所得に応じた軽減措置制度があります。市区町村にお問合せ下さい。

（４）その他の費用

サービス項目	サービス内容	単位	金額
預り金管理費	利用者の所持金の管理費用	１日	60 円

テレビ使用料	視聴されない場合はかかりません	１回	250 円
電気アンカ使用料	電気アンカの持込み使用	１日	20 円
ラジオ使用料	電気式ラジオの持ち込み使用料	１回	150 円
電気毛布使用料	電気毛布の持込み使用	１日	20 円
理美容代	第二青陽園に於いて理美容業者利用	１回	実費
クリーニング代	外部業者でのクリーニング	１着	実費
文書等のコピー及び印刷代	各種文書のコピー代・印刷代	１枚	10 円
希望食	お好みによる食事の提供	１食	実費

＊その他クラブ活動費、個別にご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

（５）料金の支払い

利用料金は１ヶ月ごとに計算し、翌月２０日までに請求いたしますので、月末までにお支払い下さい。

当施設指定の金融機関への振込み又は口座自動引落しでお願いします。

（６）キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後５時までにご連絡の場合　　無料

② 入所日の前日午後５時までにご連絡のなかった場合　上記（１）（２）の自己負担額

ただし、体調不良の場合の入所日当日のキャンセルは無料といたします。

（７）利用期間中の中止

サービスを中止して途中で退所する場合は、退所日までの日数を基に料金を計算します。

＊以下の場合には利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合

・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

・利用中に体調が悪くなった場合

・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

＊上記の場合で必要なときは、医師に連絡をとる等必要な措置を講ずるほか、あらかじめ届けられた連絡先へ速やかに連絡します。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

６　施設利用にあたっての留意事項

事　　項	内　　容
面　会	・面会時間　午前９：３０～２０：００ ただし、感染等の理由で遠慮していただく場合があります。
外　出	・必ず行き先と帰園時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。

飲　酒	・行事等決められた期日に限ります。
喫　煙	・指定された場所以外での喫煙は禁止です。
設備・器具の利用	・大切に取り扱ってください。
金銭・貴重品の管理	・自己の責任で管理してください。預り金管理規程に基づいたサービスをご利用できます。（有料）
日常生活品等の持ち込み	・必要な日常生活用品等をご持参ください。 例：下着他の衣類、洗面・入浴用品、タオル、ティッシュペーパー、ポリデント、入歯ケース等
食べ物の持ち込み	・健康上の理由により職員にお尋ねください。夏季は特に注意が必要です。
施設外での受診	・ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願いします。また、診察結果、処方薬などを職員にお知らせください。
宗教･政治活動	・他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	・ペットの持ち込みはお断りします。

7　緊急時・事故発生時の対応

ご利用者の体調急変等の緊急時あるいは事故発生時は、医師・関係市町村に連絡する等の必要な措置を講ずるほか、あらかじめ届けられた緊急連絡先に速やかに連絡いたします。また、講じた処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償いたします。緊急連絡先を［契約書別紙］にご記入ください。

8　サービス内容に関する相談・苦情

（1）当事業所における相談・苦情の受付

① サービスに関する相談・苦情等は下記窓口までお申し出下さい。

担　当	第二青陽園　生活相談員
電　話	042－654－4611　　FAX　042－654－8831
受付時間	9：00～17：00　（月曜日～金曜日、ただし祝祭日を除く）

② 苦情受付箱を各階に設置しています。

③ 第三者委員の方にも相談・苦情を受けていただいています。

④ 相談・苦情を受けた場合は、受けた内容を記録し、対応いたします。

（2） 行政機関その他の受付機関

八王子市健康福祉部高齢者福祉課 電話　042－620－7420　　受付時間　平日 9：00～17：00（祝祭日を除く）
国民健康保険団体連合会介護保険部相談指導課相談窓口担当係 電話　03－6238－0177　　受付時間　平日 9：00～17：00（祝祭日を除く）
東京都社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話　03－5283－7020　　受付時間　平日 9：00～17：00（祝祭日を除く）